

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年12月6日(2018.12.6)

【公開番号】特開2018-33994(P2018-33994A)

【公開日】平成30年3月8日(2018.3.8)

【年通号数】公開・登録公報2018-009

【出願番号】特願2017-208637(P2017-208637)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F	7/02	3 3 4
A 6 3 F	7/02	3 2 6 Z
A 6 3 F	7/02	3 2 4 A
A 6 3 F	7/02	3 2 4 C

【手続補正書】

【提出日】平成30年10月4日(2018.10.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

本体枠と、前記本体枠に対して着脱可能な遊技盤を備えた遊技機において、配線により外部と接続される外部接続基板を前記本体枠に備え、前記本体枠は、透明な素材で形成されたベース部材を含んで構成されており、前記本体枠は、外枠に開閉可能に支持され、前記外部接続基板は、前記本体枠が支持される側に備えられ、前記外部接続基板は、上側に位置する透明な素材で形成された保護ケースにより保護されるとともに、前記保護ケースを介して視認可能であり、前記遊技盤を取り外したときに、遊技機の正面側から前記外部接続基板が前記ベース部材を介して視認可能であることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

パチンコ機等に代表される遊技機では、いわゆる「ぶら下げ基板」と称される基板を遊技機内に不正に設置し、大当たりを強制的に発生させる不正行為が知られている(例えば特許文献1)。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

【特許文献1】特開2013-230325号公報

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

上記特許文献1に記載の技術では、外部接続用の配線が密集し不正行為の対象とされやすい外部接続基板に対して、不正な基板が設置されることを想定しておらず、この点で改良の余地があった。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、このような事情に鑑みてなされたものであり、その目的は、外部接続用の配線が密集し不正行為の対象となりやすい外部接続基板に対して、不正な基板や回路が設置された場合に、それらが設置されたことを容易に発見することができる遊技機を提供することにある。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

請求項1に係る遊技機は、

本体枠と、前記本体枠に対して着脱可能な遊技盤を備えた遊技機において、

配線により外部と接続される外部接続基板を前記本体枠に備え、

前記本体枠は、透明な素材で形成されたベース部材を含んで構成されており、

前記本体枠は、外枠に開閉可能に支持され、

前記外部接続基板は、前記本体枠が支持される側に備えられ、

前記外部接続基板は、上側に位置する透明な素材で形成された保護ケースにより保護されるとともに、前記保護ケースを介して視認可能であり、

前記遊技盤を取り外したときに、遊技機の正面側から前記外部接続基板が前記ベース部材を介して視認可能である

ことを特徴とする遊技機である。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【009】

本発明によれば、本体枠に設けられた外部接続基板に対して、不正な基板や回路を設置された場合に、それらが設置されたことを容易に発見することが可能となる。